運転免許証等の暗証番号の取扱い

◎　暗証番号の記録用紙を大切に保管しましょう。

○　運転免許証・マイナ免許証の暗証番号は、ＩＣチップ内のデータを読み取るときに必要なものです。

○　市町や民間の窓口において運転免許証を身分証明書として使用する場合やレンタカーを借りる際、勤務先で免許証の確認をする際などに、免許証の提示とともに暗証番号の入力が必要な場合があります。

○　令和９年４月からは、口座開設等で本人確認を受ける際にＩＣチップ情報の読み取り等が義務化され、運転免許証にて本人確認をする場合は、免許証の２つの暗証番号の入力が必須となります。

○　暗証番号を忘れないよう、運転免許証写真撮影時等にお渡しする暗証番号の記録用紙を免許証等とは別々に大切に保管してください。

◎　暗証番号を忘れた場合、警察施設にて照会できます。

○　運転免許証又はマイナ免許証の暗証番号を忘れた場合は、下記の場所で照会できます。

○　照会者本人が運転免許証又はマイナ免許証を持参してください。代理やお電話では照会できません。

○　マイナンバーカードの暗証番号の照会先等については、各市町役所へ問い合わせいただくか、市町のHPをご確認ください。

◎　暗証番号が閉塞した場合、警察施設にて解除できます。

○　暗証番号が閉塞（暗証番号の入力を続けて間違い、データを読み出すことができない状態）した場合は、下記の場所で解除できます。

○　解除を申請する際には、解除が必要な運転免許証又はマイナ免許証を持参してください。代理やお電話では解除できません。

○　運転免許証は続けて３回、マイナ免許証は続けて１０回（※）暗証番号を間違えると閉塞します。閉塞する前に　正しい暗証番号を入力すれば、誤入力の回数はリセットされます。

※　マイナンバーカードの暗証番号ではありません。

◎　暗証番号を忘れた場合や閉塞された場合の対応場所

○　**福井県、嶺南、丹南、奥越の各運転者教育センター**
　取扱時間　平日９：３０～１２：００、１４：００～１７：１５

○　**県内の警察署**
　取扱時間　平日８：３０～１７：１５

問い合わせ先　　福井県警察本部交通部運転免許課免許係　(0776)-51-2820